

法令適用事前確認手続回答通知書

消表対 536号

令和3年3月31日

消費者庁表示対策課長

(公印省略)

令和3年3月3日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」といいます。）第4条の規定を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、景品表示法第4条の規定との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、検査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

- 1 照会のあった具体的な事実については、照会者から提示された事実関係を前提とすれば、景品表示法第4条の規定の適用対象とならないものと考えられる。
- 2 当該事実が照会対象法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠
 - (1) 景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号。以下「指定告示」という。）第1項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附隨して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいう。
ただし、「景品類等の指定の告示の運用基準について」（昭和52年4月1日事務局長通達第7号。以下「運用基準」という。）第5項（3）に規定されているとおり、「取引の相手方に提供する経済上の利益であつても、仕事の報酬等と認められる金品の提供は、景品類の提供に当たらない」。
 - (2) 照会者が実施を予定しているとしている、ポーカーテーブルを用い、ディーラーを配置して行うポーカーのトーナメント形式による賞金制大会（以下「本大会」という。）に関しては、
 - 「本大会への参加者はプロテストを通過した9名であり（中略）、参加者が

ら参加料は徴収しない。」

- 「プロテストの受験者は、ウェブサイトや実店舗において広く一般から募り、
（中略）プロテストの受験料は1回あたり3000円程度を予定しており、当
該受験料は、すべて会場費、人件費、広告費等の運営経費に充てられる。」
- 「プロテスト及び本大会で参加者が使用するポーカーテーブル、カード（ト
ランプ）、チップ、その他の必要な什器備品及びディーラーは、主催者側で準
備する。よって、これら備品類を参加者が購入したり持参したりすることはな
い。また、ポーカーの勝敗は、（中略）熟達度以外の能力によって左右するこ
とはできない。」
- 「プロ認証は、少なくとも3回のトーナメントを連続して制したものの中か
ら、当法人が相応の実力があると認められるものをポーカープロと認定する方
式で行う。」
- 「本大会の賞金は、当該プロプレイヤーによる熟達したゲームメイクに対す
る報酬として支払われる。なお、決勝トーナメントを含め、大会の状況、各プ
レーヤーの手札は会場およびオンラインにおいて中継され、観衆はプロプレイ
ヤーの札の切り方などを観戦・鑑賞することを予定している。」
- 「本大会当日は、その大会を観戦するために集まった観衆や、大会をオンラ
インで観戦する者から、観戦料として3000円程度を徴収する予定である。」
- 「本大会は、（中略）広く告知することを予定している。」

のことであり、これらの点や、ポーカーに必要なトランプは既に消費者の間で廣
く普及していることを踏まえると、本大会において提供される参加者への賞金は、
景品表示法における景品類の制限の趣旨の潜脱と認められるような事実関係が別途
存在しない限りにおいては、指定告示第1項に規定する「顧客を誘引するための手
段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に
付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」としての「景品類」
に該当するものではないと考えられることから、これを提供することは、景品表示
法第4条の規定の適用対象とはならないと考えられる。